

## 目次

はじめに	15
第1 シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業の概要	15
1 労働者派遣事業導入の経緯	15
(1) 10年にわたる検討	15
(2) シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業の法制化	18
2 シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業	18
(1) 新しい就業支援システムとしてのシルバー派遣事業	23
3 派遣法及び派遣則の適用関係	24
(1) 派遣法の適用条文	24
(2) 高齢法による派遣法の読み替え	25
(3) 派遣法の適用除外	26
(4) 高齢則において定めるシルバー連合が行うシルバー派遣事業の届出等に関する規定	27
4 労働基準法等の適用に関する特例等	29
5 その他	30
第2 シルバー派遣事業の実務	31
1 シルバー派遣事業の実施体制	31
(1) 実施体制の概要	31
(2) 法制上の実施体制	31
(3) シルバー派遣事業におけるセンターの役割	31
2 派遣元事業主としてのシルバー連合の組織と業務	32
(1) 実施体制	32
(2) 業務の概要	33
3 実施事業所の組織と業務	33
(1) 実施体制	33
(2) 業務の概要	34
(3) センター（実施事業所）で行う業務	35
4 シルバー派遣事業の届出手続	37
(1) 事業開始の届出	37
(2) 届出要件等	39
(3) 変更・廃止届出	39
5 届出後のシルバー派遣事業の実施	40
(1) 届出書等の備付	40
(2) 名義貸しの禁止	40
(3) 事業報告等	40
(4) 情報提供	41
(5) 労働争議に対する不介入	42

(6) 個人情報の保護	42
(7) 派遣労働者の保護等に関する措置	43
6 シルバー派遣事業の日常業務	43
(1) 標準的な事務の流れ	44
(2) 業務処理の留意点	49
7 比較対象労働者の待遇情報の入手	50
8 派遣労働会員の待遇の検討及び決定	53
9 労働者派遣契約	53
(1) 契約事項	54
(2) 派遣労働者の人数の定め	54
(3) 契約変更の留意事項	55
10 労働契約	55
(1) 基本事項	57
(2) 労働契約の名義	58
11 派遣労働会員就業規則	58
(1) 就業規則の必要性	58
(2) 就業規則作成の実務	58
12 会計・経理・労災保険等の事務処理	58
(1) 派遣料金の算定	59
(2) 派遣料金算定の留意事項	60
(3) シルバー派遣の会計	61
(4) シルバー派遣の税務	61
(5) 労災保険料	61
(6) 派遣労働会員の傷害・賠償事故への保険対応	63
<b>第3 労働者派遣事業の意義等</b>	<b>63</b>
1 労働者派遣	63
(1) 「労働者派遣」の意義	63
(2) 「労働者」及び「雇用関係」の意義	63
(3) 請負との関係・「指揮命令」の意義	72
(4) 出向との関係	72
(5) 労働者供給との関係	74
(6) 派遣店員との関係	75
(7) ジョイント・ベンチャー（JV）との関係	76
(8) その他	77
2 派遣労働者	77
(1) 「派遣労働者」の意義	77
(2) 「事業主が雇用する労働者」の意義	77
(3) 「労働者派遣の対象」の意義	77
(4) 有期雇用派遣労働者と無期雇用派遣労働者	77

3 労働者派遣事業	77
(1) 「労働者派遣事業」の意義	77
(2) 「業として行う」の意義	78
(3) 適用除外業務との関係	78
(4) 「登録型派遣」と「常用型派遣」	78
4 紹介予定派遣	79
5 派遣法の適用範囲	79
(1) 派遣法の適用範囲の原則	79
(2) 船員に対する派遣法の適用除外	79
<b>第4 適用除外業務等</b>	<b>80</b>
1 適用除外業務に係る制限	80
2 適用除外業務の範囲	80
(1) 港湾運送業務	80
(2) 建設業務	80
(3) 警備業務	81
(4) その他の業務	82
3 適用除外業務以外の業務に係る制限	84
<b>第5 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続</b>	<b>86</b>
1 事業主の行う許可手続について	86
(1) 許可の概要	86
(2) 許可の申請手続	86
(3) 許可要件（許可の欠格事由）	87
(4) 許可要件（許可の基準）	88
(5) 許可の条件	102
(6) 労働者派遣事業制度に係る周知	103
2 許可の有効期間の更新手続について	103
(1) 許可の有効期間	103
(2) 許可の有効期間の更新の手続	103
3 事業主の行う変更の届出手続	103
(1) 変更の届出	103
(2) 変更届出関係書類	105
4 事業廃止届出手続	109
(1) 労働者派遣事業の廃止の届出	109
(2) 許可の効力	110
5 許可証の取扱い	110
(1) 許可証の備付け及び提示	110
(2) 許可証の再交付手続	110
(3) 許可証の返納手続	110
6 名義貸しの禁止	111

7 その他	111
(1) 手数料の納付手続一覧表	111
(2) 用語の整理	112
(3) 事業主の行う手続の種類	113
(4) 労働者派遣事業関係手続提出書類一覧	114
<b>第6 事業報告等</b>	116
1 事業報告	116
(1) 事業報告書	116
(2) 収支決算書	116
(3) 提出期限	116
2 関係派遣先に対する労働者派遣の制限等	117
(1) 関係派遣先の範囲	117
(2) 派遣割合の算出方法	117
(3) 提出期限	117
3 海外派遣の届出	118
4 事業所ごとの情報提供	118
(1) 情報提供すべき事項	118
(2) マージン率の算出方法	119
(3) 情報提供の方法等	119
5 労働争議に対する不介入	119
6 個人情報等の保護	120
(1) 個人情報保護の概要	120
(2) 個人情報の収集、保管及び使用	120
(3) 個人情報の適正管理	122
(4) 個人情報の保護に関する法律の遵守等	123
(5) 秘密を守る義務	124
<b>第7 労働者派遣契約</b>	125
1 労働者派遣契約の意義	125
2 契約の内容等	125
(1) 契約事項	125
(2) 派遣労働者の人数の定め	130
(3) 労働者派遣契約の定めに関する留意事項	131
(4) 労働者派遣契約の締結に際しての手続	135
3 派遣可能期間の制限に抵触する日の通知	136
(1) 通知の趣旨	137
(2) 通知の方法	137
(3) 派遣労働者への明示	137
4 比較対象労働者の待遇等に関する情報の提供	138
(1) 比較対象労働者の内容	138

(2) 比較対象労働者の選定手順	140
(3) 情報提供の方法	143
(4) 情報提供に係る書面等の保存	144
(5) 情報提供すべき事項	144
(6) 労働者派遣契約に、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定することを定める場合	146
(7) 比較対象労働者の待遇に関する情報の取扱い	147
(8) 派遣先に雇用される通常の労働者がいない場合の取扱い	147
(9) 変更時の情報提供	147
(10) 変更時の情報提供の内容	148
(11) 比較対象労働者の待遇等に関する情報を提供せず、又は虚偽の情報を提供した場合の取扱い	148
5 派遣料金の配慮	148
6 派遣元事業主であることの明示	149
7 労働者派遣契約の解除の制限	149
8 派遣労働者の保護等のための労働者派遣契約の解除等	149
9 労働者派遣契約の解除の非遡及	150
10 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	150
(1) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置	150
(2) 派遣先の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	150
(3) 派遣元事業主の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	151
(4) その他	152
<b>第8 派遣元事業主の講ずべき措置等</b>	154
1 特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置	154
2 派遣労働者に対するキャリアアップ措置	156
(1) 段階的かつ体系的な教育訓練	156
(2) 段階的かつ体系的な教育訓練に関する留意点	159
(3) 希望者に対するキャリアコンサルティング等の実施	160
(4) その他の留意事項	160
3 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保のための措置	161
(1) 均衡待遇	161
(2) 均等待遇	163
(3) 同一労働同一賃金ガイドライン	165
(4) 短時間・有期雇用労働者である派遣労働者についての短時間・有期雇用労働法の適用	166
(5) 留意点	167
4 一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保のための措置	168
(1) 労使協定の締結方法	168
(2) 労使協定の保存	169
(3) 労使協定の対象とならない待遇	169

(4) 労使協定の記載事項	169
(5) 労使協定の周知	172
(6) 行政機関への報告	172
(7) 協定対象派遣労働者に対する安全管理に関する措置及び給付	172
5 職務の内容等を勘案した賃金の決定	173
(1) 職務の内容等を勘案した賃金の決定の対象外となる賃金	173
(2) 具体的な措置の内容	173
6 就業規則の作成等における派遣労働者の過半数を代表する者への意見聴取	174
7 派遣労働者等の福祉の増進	175
(1) 直接雇用の推進	176
(2) 派遣労働者等の福祉の増進に関する留意点	176
(3) 育児休業から復帰する際の就業機会の確保	176
(4) 障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善を図るための措置	177
8 適正な派遣就業の確保	177
(1) 具体的配慮の内容	177
(2) 法第4条第3項及び第4項並びに法第45条第6項及び第7項との関係	178
(3) 安全衛生に係る措置	178
9 待遇に関する事項等の説明	179
(1) 派遣労働者として雇用しようするときの説明	179
(2) 派遣労働者として雇い入れようするときの明示及び説明	181
(3) 労働者派遣をしようするときの明示及び説明	183
(4) 待遇の相違の内容及び理由等の説明	184
10 派遣労働者であることの明示等	187
(1) 雇入れの際の明示	187
(2) 雇入れ後、派遣労働者とする場合の明示及び同意	187
(3) 派遣労働者であることの明示等に関する留意点	188
11 派遣労働者に係る雇用制限の禁止	188
12 就業条件等の明示	189
(1) 明示すべき就業条件等	189
(2) 就業条件の明示に関する留意点	191
(3) 期間制限に抵触することとなる最初の日の明示	192
(4) 明示の方法	192
(5) 明示に関する留意点	193
13 労働者派遣に関する料金の額の明示	196
(1) 明示すべき労働者派遣に関する料金の額	197
(2) 明示の方法	197
14 派遣先への通知	197
(1) 通知の趣旨	198

(2) 通知すべき事項	198
(3) 通知の方法	200
(4) 通知の手続	200
(5) 通知に際しての留意点	200
15 労働者派遣期間の制限の適切な運用	201
(1) 派遣期間制限の意義	201
(2) 派遣期間制限の適切な運用のための留意点	202
16 日雇労働者についての労働者派遣の禁止	203
(1) 禁止の例外	203
(2) 原則禁止の例外要件の確認方法	204
(参考) 令第4条の業務	204
17 離職した労働者について労働者派遣の禁止	211
18 派遣元責任者の選任	211
(1) 派遣元責任者となる者の要件	212
(2) 派遣元責任者の選任方法	212
(3) 製造業務専門派遣元責任者の選任方法	213
(4) 派遣元責任者の職務	214
19 派遣元管理台帳	216
(1) 派遣元管理台帳の作成方法	216
(2) 派遣元管理台帳の記載方法	216
(3) 派遣元管理台帳の記載事項(法定事項)	217
(4) 派遣元管理台帳の保存	220
20 労働・社会保険の適用の促進	221
21 関係法令の関係者への周知	221
22 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等	221
23 性・障害の有無・年齢による差別的な取扱いの禁止等	222
(1) 派遣労働者の性別の労働者派遣契約への記載の禁止等	222
(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	222
(3) 年齢による不合理な差別的派遣に対する指導等	223
(4) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	223
(5) 紹介予定派遣における派遣労働者の特定に当たっての年齢、性別、障害の有無等による差別防止に係る措置	223
(6) 「派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力の禁止等」との関係	223
24 紹介予定派遣	223
(1) 紹介予定派遣の期間	223
(2) 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示	224
(3) 派遣就業期間の短縮	224
(4) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	224
(5) 紹介予定派遣における派遣労働者を特定することを目的とする行為	225

(6) その他	225
25 紹介予定派遣以外の派遣として派遣就業を開始した場合における求人条件の明示等	226
26 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	226
27 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針	226
28 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	227
<b>第9 派遣先の講ずべき措置等</b>	236
1 派遣先の講ずべき措置	236
2 労働者派遣契約に関する措置	236
(1) 労働者派遣契約に定める就業条件の確保	236
(2) 労働者派遣契約の定め違反する事実を知った場合の是正措置等	237
(3) 派遣法第43条による準用	237
3 適正な派遣就業の確保	237
(1) 苦情の適切な処理	237
(2) 適正な就業環境の確保	238
(3) 障害者である派遣労働者の適正な就業の確保	239
(4) 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの労働者派遣の受け入れ	239
(5) 安全衛生に係る措置	239
4 派遣先による均等待遇の確保	241
(1) 教育訓練・能力開発	241
(2) 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）	241
(3) 福利厚生（(2)の施設を除く。）	242
(4) 派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の職務遂行状況等について提供する配慮義務	242
(5) 派遣先が業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施せず、又は福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）の利用の機会を付与しない場合の取扱い	242
5 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用	243
(1) 派遣可能期間の考え方	244
(2) 派遣可能期間の延長等	245
(3) 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用のための留意点	249
6 派遣労働者個人単位の期間制限の適切な運用	249
(1) 期間制限の考え方	250
(2) その他	250
7 期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い	251
(1) 概要	251
(2) 労働契約申込みみなし制度	251
8 特定有期雇用派遣労働者の雇用	251
(1) 優先雇用の努力義務	252
(2) 労働者募集情報の提供	252
9 派遣先での正社員化の推進	253

(1) 具体的な措置の内容	253
10 労働契約申込みみなし制度	254
11 離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止	254
(1) 概要	254
(2) 通知の方法	254
12 派遣先責任者の選任	254
(1) 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行	254
(2) 派遣先責任者の選任の方法	255
(3) 派遣先責任者の職務	256
(4) 派遣先責任者講習の受講	257
13 派遣先管理台帳	257
(1) 派遣先管理台帳の作成及び記載方法	257
(2) 派遣先管理台帳の記載事項	258
(3) 派遣先管理台帳の保存	260
(4) 派遣元事業主への通知	260
14 労働・社会保険の適用の促進	261
15 関係法令の関係者への周知	262
16 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止	262
17 性別・障害の有無・年齢による差別的取扱いの禁止等	262
(1) 性別による差別的取扱いの禁止等	262
(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	262
(3) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	263
(4) 16の「派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止等」との関係	263
18 紹介予定派遣	263
(1) 紹介予定派遣を受け入れる期間	263
(2) 職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示	263
(3) 派遣労働者の特定に当たっての年齢・性別・障害の有無による差別防止に係る措置	263
(4) 派遣労働者の特定	264
(5) 派遣就業期間の短縮	264
(6) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	264
19 派遣労働者の判断で行う派遣就業開始前の事業所訪問等	264
(1) 派遣就業開始前の事業所訪問等	264
(2) 紹介予定派遣以外の派遣として派遣就業を開始した場合における求人条件の明示等	264
20 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	265
21 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針	265
22 派遣先が講ずべき措置に関する指針	265
<b>第10 労働基準法等の適用に関する特例等</b>	274
1 概要	274

2	労働基準法の適用に関する特例等	282
3	労働安全衛生法の適用に関する特例等	283
4	じん肺法の適用に関する特例等	287
5	作業環境測定法の適用の特例	289
6	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用の特例	289
7	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用の特例	290
8	労働施策総合推進法の適用の特例	290
第11	紛争の解決	292
1	苦情の自主的解決	292
(1)	概要	292
(2)	意義	292
2	紛争の解決の促進に関する特例	292
3	紛争の解決の援助	293
(1)	概要	293
(2)	意義	293
(3)	援助を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止	293
4	調停	293
(1)	概要	293
(2)	意義	293
(3)	調停の対象となる事案	294
(4)	調停の申請をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止	294
(5)	調停の手続	294
第12	個人情報保護法の遵守等	295
1	概要	295
2	個人情報保護法等の規定並びに派遣元事業主が講ずべき措置及びその主な留意点等	295
第13	違法行為の防止、摘発	297
1	労働者等の相談への対応	297
2	派遣元事業主、派遣先への周知徹底	297
3	指導及び助言	297
4	報告	297
5	立入検査	297
第14	違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表	298
1	違法行為による罰則	298
2	違法行為による行政処分	300
(1)	労働者派遣事業に係る行政処分	300
(2)	改善命令	301
(3)	労働者派遣の停止命令	301
(4)	勧告、公表等	301
第15	行政処分を行った派遣元事業主及び無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表	302

第16	派遣元責任者講習	303
1	派遣元責任者講習	303
(1)	概要	303
(2)	講習機関の要件	303

## 参照法令等

1	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抜粋）	306
2	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（抜粋）	313
3	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	316
4	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令	347
5	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	356
6	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	385
7	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第40条の2第1項第3号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数	386
8	日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	387
9	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 （抜粋）（同一労働同一賃金ガイドライン）	392
10	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針	415
11	労働基準法（抜粋）	421
12	労働安全衛生法（抜粋）	439
13	じん肺法（抜粋）	484
14	作業環境測定法（抜粋）	490
15	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抜粋）	499
16	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抜粋）	503
17	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）	507
18	労働契約法（抜粋）	509
19	最低賃金法（抜粋）	512
20	雇用保険法（抜粋）	515
21	労働組合法（抜粋）	517
22	労働者災害補償保険法（抜粋）	519
23	有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準	522
24	心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針	523

第1 シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業の概要

申請・届出等様式

1	シルバー人材センター等労働者派遣事業届出書(シ様式第1号).....	526
2	シルバー人材センター等労働者派遣事業計画書(シ様式第2号).....	529
3	キャリア形成支援制度に関する計画書(シ様式第2号-2).....	533
4	雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(シ様式第2号-3).....	535
5	シルバー人材センター等労働者派遣事業変更届出書(シ様式第3号).....	536
6	シルバー人材センター等労働者派遣事業廃止届出書(シ様式第4号).....	540
7	シルバー人材センター等労働者派遣事業報告書(シ様式第5号).....	541
8	シルバー人材センター等労働者派遣事業収支決算書(シ様式第6号).....	549
9	シルバー人材センター等関係派遣先派遣割合報告書(シ様式第7号).....	551
10	参考 労働者派遣事業許可様式(様式第1号、第3号、第5号、第8号).....	553

付録 厚生労働省リーフレット

法令等略語表

本必携においては、主な関係法令の名称等については、以下のとおり略します。

	関係法令等	略称
1	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	高齢法
2	高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則	高齢則
3	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	派遣法
4	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	派遣則
5	平成16年11月4日付職高発第1104001号 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行について	平成16年11月4日施行通知
6	平成24年10月1日付職発1001第19号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者等の雇用の安定等に関する法律等の施行について	平成24年10月1日施行通知
7	平成27年9月29日付職発0929第18号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者等の雇用の安定等に関する法律等の施行について	平成27年9月29日施行通知
8	・平成28年4月1日付職発0401第50号 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行等について (高齢者等の雇用の安定等に関する法律等関係) ・平成28年4月7日付職発0407第3号 シルバー人材センター等の業務拡大に係る要件等について	平成28年4月1日施行通知
9	令和元年10月28日付職発1028第5号 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業に係る届出等様式の一部改正について	令和元年10月28日通知
10	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	派遣元指針
11	派遣先が講ずべき措置に関する指針	派遣先指針
12	労働基準法	労基法
13	労働安全衛生法	安衛法
14	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法

1 労働者派遣事業導入の経緯

(1) 10年にわたる検討

① 平成4～5年

「超高齢化社会」の到来が必至となり、これまでも地域社会に密着して、高齢者に対し就業機会を提供するものとして重要な役割を果たしてきたシルバー人材センターに対し、予想以上の高齢化の進展や就業ニーズの多様化等に対応した一層の活性化を期待して、平成4年9月、労働省において、「シルバー人材センターの在り方に関する研究会」が開催され、平成5年8月「シルバー人材センターの新たな飛躍を目指して」と題する報告書が取りまとめられました。

同報告書においては、次のとおり「登録型の派遣事業の実施」の検討が提起されています。

**『シルバー人材センターの新たな飛躍を目指して』**

平成5年8月

シルバー人材センターの在り方に関する研究会報告書

IV 新たな雇用就業システム等の検討

…新たな雇用就業システムの検討に当たっては、対象となる層の専門的な能力や、時間に拘束されない比較的自由的な形で働きたいとするニーズを踏まえ、かつ、責任の所在の明確化を図る観点から、登録型の派遣事業の実施も検討に値しよう。なお、その場合、雇用関係を結ぶことにより生ずる実施主体としての種々の責任、事務処理能力等について慎重な検討が必要であろう。

② 平成7年

平成5年8月の報告書を受けて、経済社会環境の変化、高齢者の就業や意識の変化のなかで、シルバー人材センター事業をどのように発展させ、拡充させるか、会員の拡大、仕事の確保と創造、自主的な事業の展開とあるべき経営等事業全般について、事業を実施するものの立場から、全シ協に「事業発展・拡充のための検討委員会」を設置し、その結果を平成7年6月に報告書として取りまとめました。

その報告書では、次のとおり高齢者派遣事業を実施できるよう検討し、シルバー人材センター事業の新たな発展に備える必要が提起されています。

**『事業発展・拡充のための検討委員会報告書』**

平成7年6月

社団法人全国シルバー人材センター協会

事業発展・拡充のための検討委員会

5 シルバー人材センター事業における就業機会提供機能の拡充について

— 継続的な就業希望に応じて —

今後増加する高齢者においては、職業経験、就業意欲、健康、体力、所得状況等に応じてその就業ニーズの内容が多様化するなかで、ある程度継続的な就業を希望するもの